

福運整第28号の2
福運輸第23号の2
平成31年4月1日

福島県内旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部
改正について

標記について、平成31年3月29日付け東自保第104号、東自旅一第888号、東自旅二第1926号、東自監第510号、東自整第259号により、東北運輸局自動車技術安全部長並びに自動車交通部長から別添のとおり通達がありましたので、貴社におかれましても取扱に遺漏なきようお願い致します。

東自保第104号
東自旅一第888号
東自旅二第1926号
東自監第510号
東自整第259号
平成31年3月29日

福島運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

自動車交通部長
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、平成31年3月28日付け国自安第234号、国自旅第301号、国自整第320号により、自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から別添のとおり通達があったので、貴支局管内の関係事業者に対し周知するとともに、遺漏なきよう取り計らわれたい。



別添

国自安第234号
国自旅第301号
国自整第320号
平成31年3月28日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付で、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



別添

国自安第234号
国自旅第301号
国自整第320号
平成31年3月28日

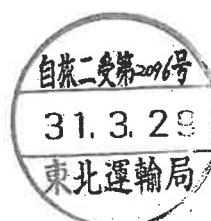
東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付けで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



旧

国自総第446号
 国自旅第161号
 国自整第149号
 平成14年1月30日
 国自総第120号
 国自旅第146号
 国自整第447号
 平成14年6月28日
 国自総第286号
 国自旅第132号
 国自整第114号
 平成14年10月1日
 国自総第540号
 国自旅第243号
 国自整第226号
 平成15年3月31日
 国自総第553号
 国自旅第263号
 国自整第186号
 平成16年3月29日
 国自総第392号
 国自旅第185号
 国自整第83号
 平成17年12月5日
 国自総第329号
 国自旅第187号
 国自整第95号
 平成18年9月29日
 国自総第587号
 国自旅第328号
 国自整第179号
 平成19年3月30日
 国自安第29号
 国自旅第82号
 国自整第42号
 平成20年6月11日
 国自安第14号
 国自旅第120号

国自総第446号
 国自旅第161号
 国自整第149号
 平成14年1月30日
 国自総第120号
 国自旅第146号
 国自整第447号
 平成14年6月28日
 国自総第286号
 国自旅第132号
 国自整第114号
 平成14年10月1日
 国自総第540号
 国自旅第243号
 国自整第226号
 平成15年3月31日
 国自総第553号
 国自旅第263号
 国自整第186号
 平成16年3月29日
 国自総第392号
 国自旅第185号
 国自整第83号
 平成17年12月5日
 国自総第329号
 国自旅第187号
 国自整第95号
 平成18年9月29日
 国自総第587号
 国自旅第328号
 国自整第179号
 平成19年3月30日
 国自安第29号
 国自旅第82号
 国自整第42号
 平成20年6月11日
 国自安第14号
 国自旅第120号

新

国自整第 4 7 号
 平成 20 年 9 月 28 日
 一部改正 国自安第 1 1 7 号
 国自旅第 1 1 9 4 号
 国自整第 9 1 0 日
 平成 2 1 年 1 1 月 2 6 号
 国自安第 1 1 1 1 月 2 6 号
 国自旅第 1 1 9 1 月 2 8 号
 国自整第 8 号
 平成 2 2 年 4 月 2 8 日
 一部改正 国自安第 1 1 7 0 号
 国自旅第 2 4 6 号
 国自整第 1 4 5 号
 平成 2 3 年 3 月 3 1 日
 一部改正 国自安第 1 6 9 号
 国自旅第 1 4 7 号
 国自整第 1 4 1 6 日
 平成 2 4 年 4 月 3 4 号
 一部改正 国自安第 2 0 6 号
 国自旅第 5 6 号
 平成 2 4 年 6 月 2 9 日
 一部改正 国自安第 2 2 3 号
 国自旅第 7 0 号
 平成 2 4 年 7 月 1 8 日
 一部改正 国自安第 1 0 5 号
 国自旅第 3 3 1 号
 国自整第 1 5 8 号
 平成 2 4 年 1 1 月 2 2 日
 一部改正 国自安第 1 1 4 号
 国自旅第 1 4 4 号
 平成 2 5 年 5 月 1 5 日
 一部改正 国自安第 7 0 号
 国自旅第 8 2 号
 国自整第 8 4 号
 平成 2 5 年 7 月 2 6 日
 一部改正 国自安第 1 2 7 号
 国自旅第 2 0 3 号

国自整第 4 7 号
 平成 20 年 9 月 28 日
 一部改正 国自安第 1 1 7 号
 国自旅第 1 1 9 4 号
 国自整第 9 1 0 日
 平成 2 1 年 1 1 月 2 6 号
 国自安第 1 1 1 1 月 2 6 号
 国自旅第 1 1 9 1 月 2 8 号
 国自整第 8 号
 平成 2 2 年 4 月 2 8 日
 一部改正 国自安第 1 1 7 0 号
 国自旅第 2 4 6 号
 国自整第 1 4 5 号
 平成 2 3 年 3 月 3 1 日
 一部改正 国自安第 1 6 9 号
 国自旅第 1 4 7 号
 国自整第 1 4 1 6 日
 平成 2 4 年 4 月 3 4 号
 一部改正 国自安第 2 0 6 号
 国自旅第 5 6 号
 平成 2 4 年 6 月 2 9 日
 一部改正 国自安第 2 2 3 号
 国自旅第 7 0 号
 平成 2 4 年 7 月 1 8 日
 一部改正 国自安第 1 0 5 号
 国自旅第 3 3 1 号
 国自整第 1 5 8 号
 平成 2 4 年 1 1 月 2 2 日
 一部改正 国自安第 1 1 4 号
 国自旅第 1 4 4 号
 平成 2 5 年 5 月 1 5 日
 一部改正 国自安第 7 0 号
 国自旅第 8 2 号
 国自整第 8 4 号
 平成 2 5 年 7 月 2 6 日
 一部改正 国自安第 1 2 7 号
 国自旅第 2 0 3 号

国自整第148号日
平成25年8月23日
一部改正
国自安第209号
国自旅第343号
国自整第243号
平成25年12月16日
国自安第312号
国自旅第623号
国自整第398号
平成26年3月1日
国自安第155号
国自旅第229号
国自整第239号
平成27年11月9日
国自安第112号
国自旅第153号
国自整第161号
平成28年9月8日
国自安第161号
国自旅第233号
国自整第225号
平成28年11月17日
国自安第264号
国自旅第405号
平成29年3月7日
国自整第380号
平成29年3月17日
国自安第112号
国自旅第162号
国自整第169号
平成29年9月29日
国自旅第241号
平成29年12月7日
国自安第266号
国自旅第339号
国自整第361号
平成30年3月9日
国自安第310号
国自旅第319号
国自整第24号
平成30年4月20日

国自整第148号日
平成25年8月23日
一部改正
国自安第209号
国自旅第343号
国自整第243号
平成25年12月16日
国自安第312号
国自旅第623号
国自整第398号
平成26年3月1日
国自安第155号
国自旅第229号
国自整第239号
平成27年11月9日
国自安第112号
国自旅第153号
国自整第161号
平成28年9月8日
国自安第161号
国自旅第233号
国自整第225号
平成28年11月17日
国自安第264号
国自旅第405号
平成29年3月7日
国自整第380号
平成29年3月17日
国自安第112号
国自旅第162号
国自整第169号
平成29年9月29日
国自旅第241号
平成29年12月7日
国自安第266号
国自旅第339号
国自整第361号
平成30年3月9日
国自安第310号
国自旅第319号
国自整第24号
平成30年4月20日

各地方運輸局自動車交通部長殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長殿
 沖縄運輸合務局運輸部長殿

自動車局安政課長
 自動車局旅整課長
 自動車局客備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第46条 整備管理者の研修

(1) 本条は、事業者が選任した整備管理者であつて本条で定める者に、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う研修を必ず受講させるべきことを定めたものであり、事業者において受講状況を適切に管理し、研修を受講させるよう指導すること。

(2) 「整備管理者として新たに選任した者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。

(3) 整備管理者として新たに選任した者について、選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。

(4) 「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」については、最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに受講させるよう指導すること。ただし、当該事業者において過去に整備管理者として選任された者が、その後当該事業者において整備管理者として再選任された場合であつて、当該選任した日において、当該年度に予定されていた研修が全て終了している場合等、やむを得ない理由があるときは、当該選任した日の属する年度の翌年度の末日

各地方運輸局自動車交通部長殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長殿
 沖縄運輸合務局運輸部長殿

自動車局安政課長
 自動車局旅整課長
 自動車局客備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第46条 整備管理者の研修

事業者に対し、地方運輸局長から整備管理者に研修を受講させるように通知があつた場合、必ず受講させるべきことを定めたるようであり、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）において、最近の受講状況を確認し受講させること。

までに研修を受講させよう指導すること。

第52条 物品の持込制限

(1) 第10号の「刃物」の定義、梱包の方法及び梱包状態等の確認については、「刃物をバス・タクシーの車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」(平成31年1月国土交通省自動車局)の定めるところによるものとする。

第52条 物品の持込制限 (新設)

刃物をバス・タクシーの車内に持ち込む際の
梱包方法についてのガイドライン

本ガイドラインの公表の目的について

国土交通省では、平成30年6月9日に発生した東海道新幹線のぞみ号車内殺傷事件を受けて、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)を改正し、乗合バス車内へ持ち込んではならない物品として刃物を追加したところである。具体的には、刃物の中には、文房具に代表されるように、日常生活においては社会生活における必要性から携帯されているものも多いため、利用者の利便性にも鑑み、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないように梱包されたものを除いて、車内への持込みが禁止される旨を明確化したものである。

他方、一口に刃物といっても、その刃渡りや構造等は様々であり、これに由来する殺傷能力・危険性も一様ではない。このため、刃物を他の利用者に危害を及ぼすおそれがないように梱包するに当たっては、これらを考慮した上で個別具体的なケースに応じて梱包方法を選択する必要がある。

今般の規則改正により、貸切バス及びタクシーについても、道路運送法に基づく標準運送約款において、適切に梱包されたいない刃物を旅客が携帯している場合に事業者が運送の引受け等を拒絶できるととなり、本ガイドラインは、刃物の梱包方法について、典型的な例や考え方を示すことにより、バス・タクシーの車内における危険の発生を未然に防止しつつ、利用者が手荷物として刃物を危険なく運搬することを可能とし、利用者者の利便性も保つたための一助となることを目的として定められたものである。

第1 刃物とは

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条の「刃物」とは、その用法において人を殺傷する性能を有し、鋼又はこれと同等程度の物質的性能（硬度・曲げへの強さ）を有する材質でできている片刃又は両刃の器物で刀剣類¹以外のものをいう。

<主な刃物>

・包丁類、ナイフ類（カッターナイフを含む。）²、牛刀、山刀、くり小刀、なた、鎌、はさみ、のこぎりなど
※セラミック製のものも「刃物」に該当する。

第2 梱包の方法について

(1) 刃渡り6cmを超える刃物²

刃渡り6cmを超える刃物は、悪意を持って使用される、又は意図せず誤って他の利用者に刺さる等した場合、死傷等の重大な結果を招く危険性が特に高いものであることから、車内にこれらを持ち込むに当たっては、直ちに取出して使用できないような状態にしておくことが必要である。

これらについて、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないような梱包方法の具体的な例としては、以下のものが考えられる。

・刃先をさやケース（プラスチック製、革製のもの等）に収納する、又は段ボール等で刃先を覆った上で、刃物全体を新聞紙等で包装し、持ち運ぶ際に刃物が飛び出さないよう丈夫な袋や箱、カバンにしまっておく。

・小売店等において購入した際の梱包状態が保持されている。

(2) 刃渡り6cm以下の刃物³

これらの刃物は、(1)で挙げたものほどの危険性を有するものではなく、また、日常一般に携帯する可能性が高いものではないが、車内が、不特定多数の人が利用する閉鎖された空間であることと鑑み、他の利用者に恐怖感等を与えることなく、利用者が安心してバス・タクシーを利用できるようにするためにも、車内では使用せず、袋等に収納しておくことが必要である。

これらについて、他の利用者に危害を及ぼすおそれがないような梱包方法の具体的な例としては、以下のものが考えられる。

- ・カッターナイフの刃先をしまい、ペンケースの中に収納しておく。

第3 刃物の梱包状態等の確認について

乗務員は、全ての利用者が安心してバス・タクシーを利用できるように、本ガイドライン及び運送約款の定めるところにより、必要に応じて刃物の梱包状態等の明示を求めなければならない。

¹ 刀剣類とは、

- ・刃渡り15cm以上の刀、やり及びなぎなた
- ・刃渡り5.5cm以上の剣、あいくち
- ・45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り5.5cm以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で1cmの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60度以上の角度で交わるものを除く。）

をいう。（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第2条第2項）

刀剣類は、銃刀法第3条第1項により、原則として所持そのものが禁止されている。

² 刃渡り6cmを超える刃物を正当な理由なく携帯することは、銃刀法第22条においても、原則として、禁止されている。（違反した者は、第31条の18第3号の規定により、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金の刑に処せられる。）

³ 次に掲げるものは、本ガイドライン中では刃渡り6cm以下の刃物とみなす。

- ・刃渡り8cm以下で、刃体の先端部が著しく鋭くはない、又は、刃が鋭利ではないはさみ
- ・刃渡り8cm以下で、刃体の幅が1.5cm以下で、刃体の厚みが0.25cm以下で、かつ、開刃した刃体をさやに固定させる装置を有しない折りたたみ式のナイフ
- ・刃渡り8cm以下で、刃体の厚みが0.15cm以下で、かつ、刃体の先端部が丸みを帯びているくさだものナイフ
- ・刃渡り7cm以下で、刃体の幅が2cm以下で、かつ、刃体の厚みが0.2cm以下の切出し

(2) 第14号の「これと同等の能力を有すると認められる犬」とは、
は、外国の法令等により認められている盲導犬、介助犬、聴導
犬等を想定しているものである。

附 則

改正後の通達は、平成31年4月1日から施行する。

第13号の「これと同等の能力を有すると認められる犬」とは、
外国の法令等により認められている盲導犬、介助犬、聴導犬等を
想定しているものである。

【別 添】

国自安第234号の2

国自旅第301号の2

国自整第320号の2

平成31年3月28日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付けで別紙の新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴連合会）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。